

すわともマネー利用約款

第1条（目的）

本約款は、合同会社まちづくり諏訪（以下、「会社」という）が発行するすわともカード（電子マネー機能付きポイントカード）の会員に対する付帯サービスとして提供される、当社が発行する電子マネーであるすわともマネーを、本約款に従って利用することができるサービス（以下、「すわともサービス」という。）について定めることを目的とします。

第2条（定義）

本約款における次の用語の定義は、以下の通りとします。

- (1) すわともマネー（以下「マネー」という）とは、当社が発行したすわともカード（以下「カード」という）に記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) すわともサービスとは、会員が各加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下、「商品等」という。）の対価の全部又は一部の支払として、当社所定の方法によりチャージされたマネーを利用することで、各加盟店から商品等の購入又は提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) マネー機能とは、すわともサービスを受けられる機能のことをいいます。
- (4) 会員とは、当社すわともカードの会員の方をいいます。
- (5) 加盟店とは、マネーを利用できる事業所のことを言い、「すわとも加盟店ステッカー」の掲示がある店舗です。詳しくはホームページの加盟店一覧をご参照ください。
- (6) チャージとは、当社所定の方法により、すわともカードにマネーを加算することをいいます。
- (7) マネー残高とは、会員が利用可能なすわともポイント（以下「ポイント」という）の量をいいます。
- (8) すわともカード会員約款とは、すわともカードの入会申込み時にご同意いただいたすわともカード（電子マネー機能付きポイントカード）会員約款のことをいいます。

第3条（不正使用等の禁止）

会員は、すわともカードの偽造・変造改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第4条（チャージ）

会員は、すわともカード加盟店の端末等にて、マネーをチャージする事ができます。すわともカードへのチャージは、1,000円単位で50,000円まで可能となっており、1円を1ポイントに換算致します。チャージ有効期限はチャージした月から半年となります。

第5条（すわともポイントの利用）

- (1) 会員は、各加盟店でポイントを利用して商品等の購入又は提供を受けることができます。ただし、金券類・はがき・切手・印紙類・その他各加盟店が別途定める一部商品については、利用できない場合があります。
- (2) 会員が、各加盟店でポイントを利用して商品などの購入または提供を受ける場合、ポイント残高から商品等又は提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 会員は、各加盟店において、商品等の購入又は提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法とポイントを併用することができるものとします。ポイント残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。

- (4) 会員が、各加盟店において商品等の購入又は提供を受ける場合に利用できるすわともカードの枚数は1枚に限るものとします。
- (5) 会員は、ポイントを利用した場合は、発行するレシートに印字されるポイント残高に、誤りがないかを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当会に申し出るものとします。その場で、申し出がなされない場合には、会員は、当該ポイント残高について誤りがないことを了承したものとします。

第6条（すわともポイント残高）

- (1) ポイント残高は、ポイント利用時のレシート及び専用アプリから照会できるものとします。
- (2) ポイントの有効期限は最終チャージ年度の年度末から4年後の年度末までとなります。有効期限は年度管理（6月1日～翌5月31日）となります。有効期限以降のポイントは無効となり、有効期限の翌日にポイント残高はゼロとなります。現金の払戻しも行われないものとします。
- (3) ポイントの残高及び有効期限は、ポイント利用時のレシート及び専用アプリで確認できるものとします。
- (4) 会員が、すわともカードの退会又は会員資格を喪失した時点で、ポイント残高はゼロとなり、原則現金の払戻しも行われないものとします。

第7条（すわともポイントの合算）

会員は、ポイントを他のすわともカードに移転することはできないものとします。

第8条（すわともポイントを利用できない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、ポイントを利用した商品等の購入若しくは提供を受けること、並びにポイント残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 会社がポイントを提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- (2) すわともカードの破損、又はすわともカード加盟店の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- (3) 保守管理等のためにシステムの全部又は一部を休止する場合
- (4) その他やむを得ない事由による場合

第9条（会員資格の喪失）

会員が次のいずれかに該当する場合、当会の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当会は事前の通知催告を要せず、会員によるポイントの利用を直ちに中止させ、ポイント残高をゼロにすることができます。

- 1) すわともカードを偽造又は変造若しくは改ざんした場合
- 2) すわともカード又はポイントを不正に使用・利用した場合
- 3) その他、会員が本約款に違反した場合

第10条（換金等不可）

第15条の場合を除き、すわともポイントの換金又は現金の払戻しはできないものとします。

第11条（すわともカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行）

すわともカードの破損・汚損・磁気不良等により、すわともカードが再発行された場合、会社所定の方法で確認されたポイント残高が再発行されたすわともカードに引き継がれるものとします。

第12条（すわともカードの紛失・盗難等の再発行）

- (1) 紛失盗難によりすわともカードが再発行された場合、会社によるすわともカードの利用停止措置が完了した時点のポイント残高が、再発行されたすわともカードに引き継がれる

ものとしします。ただし、会員番号がわからない場合及び本人確認ができない場合は、利用停止処理ができない場合があります。尚、再発行までポイント残高の有効期限が過ぎた場合は引き継がれません。

(2) 会員が、すわともカードの紛失・盗難を申し出てから当会による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを、会員は了承するものとしします。尚、利用停止措置が完了する前に、ポイント残高を第三者に利用された場合、又は、その他何らかの損害が生じた場合でも、当会は一切の責任を負わないものとしします。

(3) 紛失・盗難によるすわともカードの再発行の手續及び再発行手数料はすわともカード会員約款に準ずるものとしします。

第 13 条（個人情報の収集・利用）

会員は、氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・Eメールアドレス等、会員が申込時に届出た事項及びポイントの履歴等の情報（以下、「個人情報」という）を、当会がすわともカード会員約款に定める「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとしします。

第 14 条（約款の変更）

(1) 会社は、会社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとしします。また、当該告知後、会員がチャージ、ポイントを利用した商品等の購入、すわともポイント残高を照会した場合には、会社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

(2) 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく 30 日を経過した場合には、会社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 15 条（すわともポイントの終了）

(1) 当会は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に会社所定の方法で通知することにより、すわともポイントを全面的に終了することができるものとしします。

- 1) 社会情勢の変化
- 2) 法令の改廃
- 3) その他会社のやむを得ない都合による場合

(2) 前項の場合、会員は会社の定める方法により、ポイント残高に相当する現金の払戻しを会社に求めることができるものとしします。但し、会社が前項の通知を行ってから 2 年を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議無く承諾するものとしします。

(3) すわともカードの番号が判明しない場合又はポイント未使用残高が判明しない場合には、会社は返金の義務を負わないものとしします。

第 16 条（制限責任）

第 8 条に定める理由及びその他の理由により、会員がポイントを利用できないことで当該会員に生じた不利益又は損害について、会社はその責任を負わないものとしします。ただし、当該不利益又は損害が当会の故意又は重過失による場合を除きます。なお、会社に故意又は重過失がある場合でも、会社は逸失利益については損害賠償の責任を負わないものとしします。

第 17 条（通知の到達）

会社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便・Eメール等の方法による場合には、当会は会員から届けられた住所、Eメールアドレスに宛てて通知をすれば足るものとし、当該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなすものとしします。

第 19 条（業務委託）

会社は、本約款に基づくすわともカード運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 20 条（合意管轄裁判所）

会員は、本約款について紛争が生じた場合は、会員と当会の間で解決するものとします。万一訴訟を必要とする場合は、訴額に応じて、会社の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 21 条（準拠法）

会員と会社の諸契約に関する準拠法はすべて日本国法を適用するものとします。

第 22 条（ご相談窓口）

すわともポイントに関するご質問又は相談は、当社のホームページをご参照いただくか、下記までご連絡ください。

合同会社まちづくり諏訪

〒392-0004 長野県諏訪市諏訪 2 丁目 9-17

（お問合せ先電話番号）TEL080-9815-5974

受付時間：土・日・祝日及び年末年始（12月29日～31日・1月1日～3日）を除く平日の
午前10時～午後5時迄

